

石川県公報

平成28年6月10日

第12908号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示			
○介護扶助のための居宅介護を担当させる機関の指定 (厚生政策課)	1	○主要農作物奨励品種の指定 (生産流通課)	3
○介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関の指定 (同)	1	選挙管理委員会	
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数	6
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の事業所の所在地の変更の届出 (同)	2	○県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
○土壤汚染対策法の規定による要措置区域の指定 (環境政策課)	2	○県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数	6
		○県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数	7

告 示

石川県告示第304号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団和泉会	七尾市石崎町夕部28番地7	医療法人社団和泉会 デイケアセンター ひだまりの樹	七尾市石崎町夕部28番地7	平成28年 4月1日

石川県告示第305号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指 定 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人社団和泉会	七尾市石崎町夕部28番地7	医療法人社団和泉会 デイケアセンター ひだまりの樹	七尾市石崎町夕部28番地7	平成28年 4月1日

石川県告示第306号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社やまむら	金沢市弥生1丁目14番14号	野の花	新	加賀市南郷町ト111番3	平成28年 3月20日
			旧	加賀市大聖寺下福田町八69-1	
株式会社やまひで	〃	実乃里	〃		〃

石川県告示第307号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定によりその例によることとされる生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護機関から、次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

居 宅 介 護 事 業 者		居 宅 介 護 事 業 所			変 更 年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地		
株式会社やまむら	金沢市弥生1丁目14番14号	野の花	新	加賀市南郷町ト111番3	平成28年 3月20日
			旧	加賀市大聖寺下福田町八69-1	
株式会社やまひで	〃	実乃里	〃		〃

石川県告示第308号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項の規定により、同条第4項に規定する要措置区域（以下「要措置区域」という。）として、次のとおり指定する。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 要措置区域

白山市旭丘二丁目19番の一部及び20番の一部（別図のとおり）

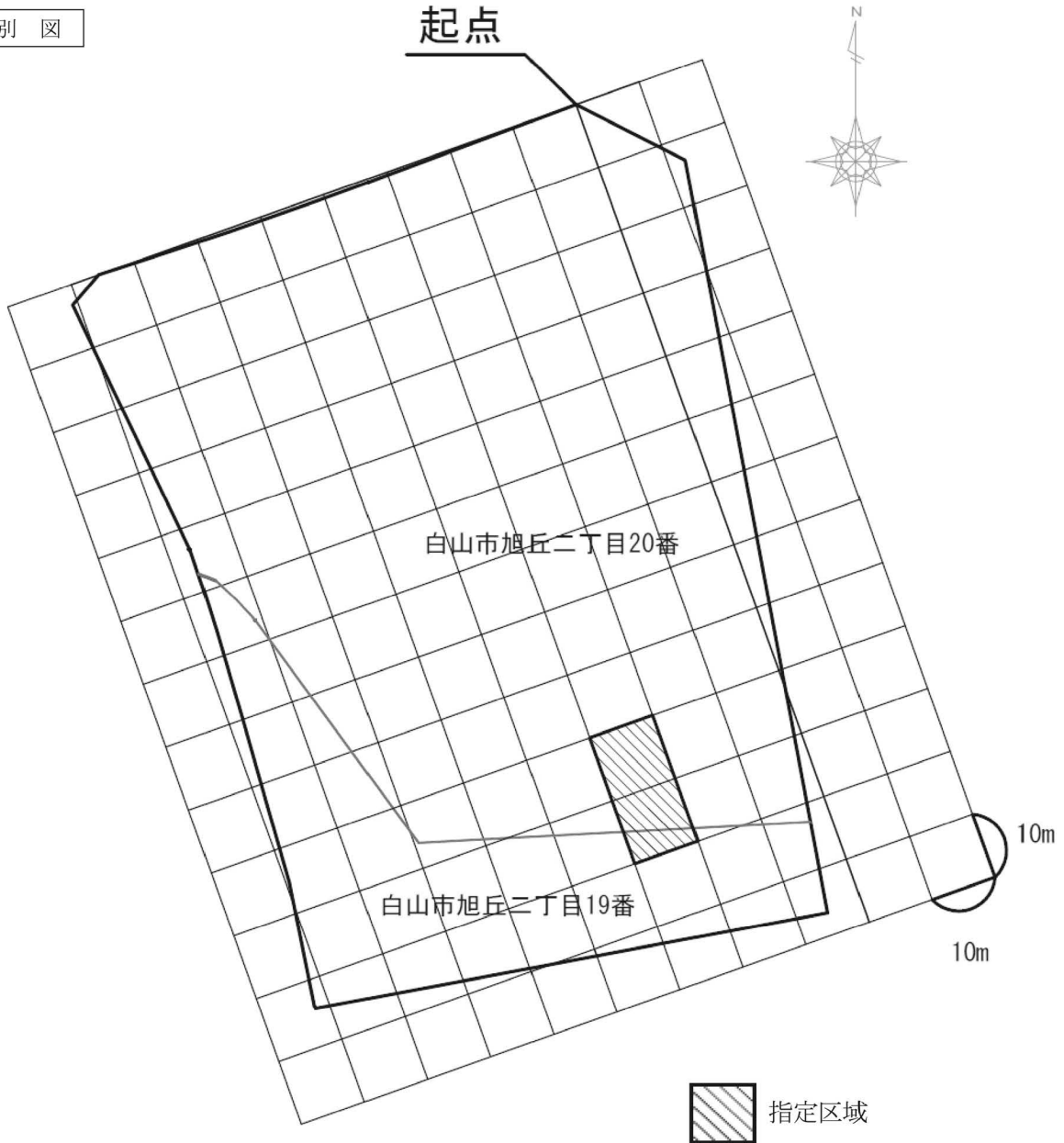
2 要措置区域において土壌の汚染状態が土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

ふっ素及びその化合物

3 要措置区域において講ずべき指示措置

地下水の水質の測定

別 図



起点
起点は、白山市旭丘二丁目20番の最北端とする。

格子の回転角度 70度
起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成される格子を、起点を交点に右方向に回転させた角度を示す。

石川県告示第309号

石川県主要農作物奨励品種審議規程（昭和29年石川県告示第352号）第4条第1項の規定に基づき、奨励品種を次のとおり指定し、公表の日から施行する。

なお、主要農作物奨励品種の指定（平成15年石川県告示第67号）は、平成28年6月9日限り廃止した。

平成28年6月10日

石川県知事 谷 本 正 憲

2 麦類

種 類	品 種 名	来 歴	採 用 年 次 年	供 試 年 次 年	開 花 期 月 日	成 熟 期 月 日	生 産 期 月 日	主 茎 長 cm	分 枝 数 本	主 茎 節 数 節	葉 形 形 状	伸 育 有 限 型	毛 茸 有 無 及 び 色	花 莖 及 び 色	熟 莖 及 び 色	裂 莖 性	子 実			粗 脂 肪 %	粗 蛋 白 質 %	耐 倒 伏 性	適 地	概 評		
																	百 粒 重 g	粒 重 g	収 量 kg/10a					優 点	欠 点	
小 麦	ナンブコムギ	農林33号 × 農林27号 (盛岡農政) (昭26)	昭58	平20~26	10.18	4.30	6.16	98.9	10.9	376	短	中	難	V	43.2	804	485	中	中	中	中	中	中	中	耐倒伏性 やや劣る	
六 条	ファイバーウ	東山皮85号 × 東山皮86号 (長野農政) (昭44)	平13	平20~26	10.18	4.23	6.05	95	4.9	373	や	や	易	IV	680	680	388	強	強	強	強	強	強	強	良質 耐雪性極強 精麦適正高	やや長程 雲形病やや弱
大 麦	ミノリムギ	東山皮1号 × コウガンムギ (長野農政) (昭44)	昭62	平18~24	10.17	4.25	6.07	102	5.0	399	長	中	中	中	中	666	590	493	強	強	強	強	強	強	良質 耐雪性強	長程 雲形病やや弱
大 麦	べんけいむぎ	福系110号 (はがなむぎ) × パンダイハダカ (福島農政) (昭26)	昭55	昭55~平2	10.11	4.29	6.08	102	4.6	475	長	中	中	V	648	493	中下	強	強	強	強	強	強	強	多収 耐雪性強	—

3 大豆

種 類	品 種 名	来 歴	採 用 年 次 年	供 試 年 次 年	開 花 期 月 日	成 熟 期 月 日	生 産 期 月 日	主 茎 長 cm	分 枝 数 本	主 茎 節 数 節	葉 形 形 状	伸 育 有 限 型	毛 茸 有 無 及 び 色	花 莖 及 び 色	熟 莖 及 び 色	裂 莖 性	子 実			粗 脂 肪 %	粗 蛋 白 質 %	耐 倒 伏 性	適 地	概 評	
																	百 粒 重 g	粒 重 g	収 量 kg/10a					優 点	欠 点
中 性	里のほほえみ	東北129号 × 刈交0264 WVF 6 (東北農研) (平21)	平28	平18~27	6.2	7.22	10.18	64.2	5.0	14.2	円	有 限	白	白	白	少	38.0	326	—	—	—	強	県下一円	大粒良質 多収 難裂表性	—
中 性	エンレイ	農林2号 × 東山6号 (シロメニタカ) (長野農政) (昭46)	昭57	平18~27	6.2	7.21	10.12	56.6	4.5	13.7	円	有 限	白	紫	中	33.3	317	—	—	—	中	県下一円	良質 多収	紫斑病弱 裂莖しやすい	

選挙管理委員会

石川県選挙管理委員会告示第48号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数（県条例の制定又は改廃の請求及び県の事務等の監査の請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

18,780人

石川県選挙管理委員会告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会の解散の請求並びに知事、副知事、県選挙管理委員、県監査委員及び県公安委員会の委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,371人

石川県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項の規定による各選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県議会議員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

選 挙 区 名	最 低 署 名 者 数
金 沢 市 選 挙 区	122,563人
七 尾 市 選 挙 区	15,407人
小 松 市 選 挙 区	28,889人
輪 島 市 選 挙 区	8,159人
珠 洲 市 選 挙 区	4,542人
加 賀 市 選 挙 区	19,156人
羽 咋 市 羽 咋 郡 南 部 選 挙 区	10,242人
か ほ く 市 選 挙 区	9,366人
白 山 市 選 挙 区	30,132人
能 美 市 能 美 郡 選 挙 区	14,490人
野 々 市 市 選 挙 区	13,511人
河 北 郡 選 挙 区	17,167人
羽 咋 郡 北 部 選 挙 区	6,182人
鹿 島 郡 選 挙 区	5,130人
鳳 珠 郡 選 挙 区	8,058人

石川県選挙管理委員会告示第51号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1（その総数が40万を超え80万以下の場合にあつてはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあつてはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）の数（県教育委員会の教育長又は委員の解職請求の場合の署名者の最低数）は、次のとおりである。

平成28年6月10日

石川 県 選 挙 管 理 委 員 会

217,371人

